

税理士法改正は検討事項に～平成25年度税制改正大綱

自由民主・公明両党は、1月24日、平成25年度税制改正大綱を決定しました。

政府は、近く、これを閣議決定する予定です。

本連盟が組織を挙げて取り組んできました税理士法改正について、税制改正大綱は「検討事項」として次のように記載しました。

～∞～～～∞～～～∞～～～∞～～～∞～～～∞～～～∞～～～∞～～～∞～～～∞～～～∞～

第三 検討事項

13 税理士制度については、税理士の業務や資格取得のあり方などに関し、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、税理士の資質の一層の向上など国民・納税者の税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、関係者等の意見も考慮しながら、税理士法の改正を視野に入れて、その見直しに向けて引き続き検討を進める。

～∞～～～∞～～～∞～～～∞～～～∞～～～∞～～～∞～～～∞～～～∞～～～∞～

内藤会長談

総選挙の結果を受け、本連盟と東京税理士会は、昨年末、税理士法改正推進PT・東京本部を立ち上げ、対応を進めました。

年明け早々から自民党における税制改正の作業が開始されました。

PTにおいては、納税環境の整備の一環として税理士法改正を行うべき旨、1月9日から関係国会議員に一斉陳情を開始しました。

各税政連及び税理士による後援会も地元選出の国会議員に陳情をいたしました。

陳情活動は、今回の総選挙で初当選した議員対しても精力的に実施しました。

大変厳しい中、上記のように税制改正大綱に記載されました。

今後は、来年3月には改正法案が国会提出に向けて成案が得られるよう運動を強化して参ります。

引き続き、ご理解・ご支援をよろしくお願ひ申し上げます。